



石運輸第489号の3
平成28年9月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の
事前届出について」の一部改正について

標記について、自動車交通部長及び自動車技術安全部長より別添（平成28年9月20日付け北信交旅第376号・北信技整第113号）のとおり通達があったので、了知願います。

なお、本通達の施行は本年11月1日を予定しており、以後の事前届出書様式については、後日石川運輸支局HPに掲載を予定しております。

北信交旅第376号
北信技整第113号
平成28年9月20日

石川運輸支局長 殿

自動車交通部長
自動車技術安全部長

「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」の一部改正について

標記について、自動車局旅客課長及び整備課長より別紙写し（平成28年9月16日付け国自旅第162号・国自整第172号）のとおり通知があったので了知されるとともに、関係者に対し周知されたい。





国自旅第 162 号
国自整第 172 号
平成 28 年 9 月 16 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 旅客課長

整備課長
(公印省略)

「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の
事前届出について」の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正するので、その取扱いについて遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、別紙のとおり日本バス協会及び日本自動車整備振興会連合会に対して通知したことを申し添える。

改正後	改正前
<p>標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いいについて遺漏のないよう取り計らわれたい。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 事前届出書には、次の各号に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、必要の手続きを終了させたい。 4. 各号に該当することとなる場合においては、事業改善命令の対象となる旨を説明し、必要事項を記載するよう指導することとされたい。 	<p>標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いいについて遺漏のないよう取り計らわれたい。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前届出書様式に従い、事前届出書様式を定められたい。 2. 事前届出書については、運輸支局において3に掲げる添付書類の内容が真正であるかどうかの確認を要する期間として、実施予定日の7日前までに提出させたい。 3. 事前届出書には、次に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の各号に該当することとなる場合においては、事業改善命令の対象となる旨を説明し、必要な手続きを終了させたい。
<p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 当該届出が増車の届出である場合は、旅客自動車運送事業者が事業用自動車運行に講じておくべき措置の基準を定める旨を説明し、必要事項を記載するよう指導することとされたい。</p>	<p>① 庫面積に余裕のない場合は、車庫配置平面図</p> <p>② 車庫面積に余裕のない場合は、車庫配置平面図</p> <p>③ 当該運行に講じておくべき措置の基準を定める旨を説明し、必要事項を記載するよう指導することとされたい。</p>
<p>④ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p> <p>⑤ 増車する場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し</p>	<p>④ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p> <p>⑤ 増車する場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し</p>
<p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 増車する予定の自動車中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合は、</p>	<p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>
<p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>	<p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>
<p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>	<p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>
<p>⑮ (略)</p> <p>⑯ (略)</p> <p>⑰ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>	<p>⑮ (略)</p> <p>⑯ (略)</p> <p>⑰ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>
<p>⑱ (略)</p> <p>⑲ (略)</p> <p>⑳ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>	<p>⑱ (略)</p> <p>⑲ (略)</p> <p>⑳ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>
<p>㉑ (略)</p> <p>㉒ (略)</p> <p>㉓ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>	<p>㉑ (略)</p> <p>㉒ (略)</p> <p>㉓ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>
<p>㉔ (略)</p> <p>㉕ (略)</p> <p>㉖ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>	<p>㉔ (略)</p> <p>㉕ (略)</p> <p>㉖ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>
<p>㉗ (略)</p> <p>㉘ (略)</p> <p>㉙ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>	<p>㉗ (略)</p> <p>㉘ (略)</p> <p>㉙ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>
<p>㉚ (略)</p> <p>㉛ (略)</p> <p>㉜ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>	<p>㉚ (略)</p> <p>㉛ (略)</p> <p>㉜ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>
<p>㉝ (略)</p> <p>㉞ (略)</p> <p>㉟ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>	<p>㉝ (略)</p> <p>㉞ (略)</p> <p>㉟ 増車する場合において、営業所ごと、配置する事業用自動車の数により業務面（運行管理体制図）に基き、運送事業者監査総務課に情報システムにより、資格増車の運行の員数を確保できていることと確認することとする。</p>

附則（平成28年9月16日国自旅第162号・国自整第172号）
 改正後の規定は、平成28年11月1日以降に提出される届出から適用する。

(様式例)

一般旅客自動車運送事業の事業計画
(事業用自動車の数)変更事前届出書

年 月 日

〇〇運輸局
〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名
(運送先)

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定によりお届けいたします。

氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数
増車(減車)実施予定日	年 月 日
備考	

営業所別の事業用自動車の数

新旧の別 内訳	新			旧		
	大型車	中型車	小型車	大型車	中型車	小型車
営業所名						
合計						

(単位:両)

増減車両の明細

増車・減車の別	所属の営業所	初年度登録年月	車名	型式又は登録番号	車台番号	乗車定員	車両全長	車両幅

(様式例)

一般旅客自動車運送事業の事業計画
(事業用自動車の数)変更事前届出書

年 月 日

〇〇運輸局
〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名
(運送先)

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定によりお届けいたします。

氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数
増車(減車)実施予定日	年 月 日
備考	

営業所別の事業用自動車の数

新旧の別 内訳	新			旧		
	大型車	中型車	小型車	大型車	中型車	小型車
営業所名						
合計						

(単位:両)

増減車両の明細

増車・減車の別	所属の営業所	車名	型式又は登録番号	乗車定員	車両全長	車両幅

自旅第130号

自環第242号

平成11年12月13日

国自旅第25号

平成17年4月28日

国自旅第163号

平成18年9月15日

国自旅第162号

国自整第172号

一部改正 平成28年9月16日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 旅客課長

整備課長

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の
事前届出について

標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いについて遺漏のないよう取り計
らわれない。

記

1. 事前届出書様式

別添様式例に従い、事前届出書様式を定められたい。

2. 事前届出書については、運輸支局において3に掲げる添付書類の内容が真正である
かどうかの確認を要する期間として、実施予定日の7日前までに提出させることとされ
たい。

3. 事前届出書には、次の各号に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の
各号に該当することとなる場合には事業改善命令の対象となる旨説明し、必要な手続
きを終了させたい。

① 既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後必要となる車庫面

積

- ② 車庫面積に余裕のない場合は、車庫配置平面図
- ③ 当該届出が増車の届出である場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し）
- ④ 増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図）

なお、当該運行管理体制図に基づき、運送事業者監査総合情報システムにより、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを確認すること。

- ⑤ 増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し

4. 届出受理後、届出書の記載事項及び3に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次の各号に該当する場合には、事業改善命令を発するものとする。

- ① 当該届出に係る地方運輸局長等から輸送施設の使用停止以上の行政処分を受け、当該増車実施予定日において行政処分期間が終了していない場合
- ② 配置する事業用自動車の数により義務づけられる営業所毎の常勤の有資格の運行管理者の員数が確保されていないと認められる場合
- ③ 増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合

附則（平成28年9月16日国自旅第162号・国自整第172号）
改正後の規定は、平成28年11月1日以降に提出される届出から適用する。